

令和 7 年度

相馬地方広域水道企業団技術職員

修学資金貸与修学生募集要領

相馬地方広域水道企業団

○目 的

相馬地方広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、将来的に安定的かつ持続可能な水道事業を経営していくため、技術職員の業務に従事する意思のある者を対象に修学資金を貸与し、また、一定の条件を満たした場合には修学資金の返還を全額免除することで、技術職員の確保を図る。

○募集内容

1 対 象 者

大学、短期大学及び高等専門学校（第4又は第5学年に限る）（以下「学校等」という）の対象学科を専攻し、卒業後に企業団の技術職員として従事する意思のある者

※高等専門学校、短期大学から大学への編入の場合も貸与可能

2 対象学科

土木、機械、電気又はこれらに類する学科

3 募集人数

若干名

4 貸与金額

月額10万円

5 貸与期間

学校等に在籍する期間内で、貸与の決定を受けた年度の4月から3月までの1年間

※次年度以降も貸与を希望する場合は、その年度毎に申請のこと

※年度途中での申請及び決定も可能

6 貸与時期（指定口座への振込時期）

貸与を希望する年度の毎月月末

※年度途中での決定の場合は、決定した月の翌月分から振込開始とする。

7 貸与決定

申請書類の審査及び面接により決定する。

8 募集期間

令和7年6月2日（月）から同年8月29日（金）17時まで

（土、日、祝日は除く）

※郵送による場合も、同年8月29日（金）必着のこと

9 申請方法

以下の提出書類を、相馬地方広域水道企業団総務課に持参又は郵送のこと

(1) 提出書類

①技術職員修学資金貸与申請書（別記様式第1号）

※申請者の「住所」欄には、住民票に記載された住所を記入してください。

※「その他の連絡先」欄には、住民票に記載された住所以外に連絡及び書類送付を希望する場合のみ記入してください。

（例）住民票は実家のままだが、書類の送付は現居住地にしてほしい。

⇒ 居住地を記入

住民票は現居住地に移しているが、書類の送付は実家にしてほしい。

⇒ 実家の住所を記入

②誓約書（別記様式第2号）

③技術職員修学資金貸与者推薦書（別記様式第3号）

※修学中の機関が作成したものであること

④申請者の住民票（住民票記載事項証明書でも可）

⑤成績証明書（修学中の機関のもの）

⑥入学証明書または在学証明書（後日提出でも可）

⑦連帯保証人の住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書

(2) 保証人

①申請には2人の連帯保証人が必要です。

②連帯保証人は独立した生計を営み、修学資金の返還及び延滞利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する方とします。

③貸与を受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人としてください。

(3) 注意事項

①申請者は、本要領のほか「相馬地方広域水道企業団技術職員修学資金の貸与に関する条例」及び「相馬地方広域水道企業団技術職員修学資金の貸与に関する条例施行規則」をよく読み、本制度の内容を十分理解した上で応募してください。

②申請書などの提出書類は、遺漏のないよう正確に記載してください。

③提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。

④提出された個人情報、この選考以外には使用しません。

⑤貸与の取消し等、修学資金の返還事由に該当した場合は、返還期限内に修学資金の返還が生じますので、十分ご注意願います。

【お問い合わせ先】

相馬地方広域水道企業団総務課

〒976-0001

福島県相馬市大野台二丁目 3 番地の 5

電話 0244-35-6800 FAX 0244-36-2409

メールアドレス soumu@suido-soma.jp